

衆議院内閣委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月5日（水）、第10回の委員会が開かれました。

- 1 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（内閣提出第23号）
- ・後藤国務大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
 - ・神田憲次君外6名（自民、立憲、維新、公明、国民、有志、れ新）から提出された附帯決議案について、浅野哲君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
（質疑者）赤澤亮正君（自民）、國重徹君（公明）、稲富修二君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、岩谷良平君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

赤澤亮正君（自民）

法律案

- ア 対象となる当事者の定義及び本法律案の意義
- イ 相談体制
- ウ 執行体制の整備及び取引の適正化
- エ 育児介護等への配慮義務

國重徹君（公明）

法律案

- ア 対象となる当事者の定義
- イ 業務委託の継続性の要件
- ウ 本法律案の周知
- エ 相談体制

稲富修二君（立憲）

法律案

- ア 昨年提出に至らなかった理由
- イ 特定業務委託事業者の遵守事項
- ウ 労働者性が認められるフリーランス
- エ フードデリバリープラットフォーム事業者に関する対応
- オ 安全衛生の確保及び労災保険

井坂信彦君（立憲）

法律案

- ア 業務委託事業者の書面等による明示義務
- イ 特定業務委託事業者の禁止行為
- ウ 契約の中途解除・不更新

- エ 本法の適用
- オ フリーランスの社会保障

岩谷良平君（維新）

法律案

- ア フリーランスの位置付け及び本法律案の必要性
- イ 本法律案に基づく規制及び指針・ガイドラインの見直し
- ウ フードデリバリープラットフォーム事業者に対する本法の適用
- エ 施行体制
- オ フリーランスの社会保障
- カ フリーランスの労働者性

浅野哲君（国民）

法律案

- ア 特定受託事業者の該当性に関する判断主体
- イ 業務委託事業者の書面等による明示を要しない「正当な理由」
- ウ 特定業務委託事業者の遵守事項と特定受託事業者の「責めに帰すべき事由」
- エ 違反する事実の公正取引委員会等への申出
- オ 下請Gメンの監視対象
- カ 労働者性及び就業者保護

塩川鉄也君（共産）

法律案

- ア 労働者性の拡張
- イ 従事者の最低報酬の規制
- ウ 作業時間の規制
- エ 業種・業態ごとのガイドライン

緒方林太郎君（有志）

法律案

- ア 契約書の要否
- イ 条件明示の時期の前倒し